決定要旨

被審人(住所) 東京都

(氏名) A

上記被審人に対する令和元年度(判)第39号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官美濃口真琴、同川嶋彩子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金805万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和2年7月27日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号 に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記 事実が認められる。

令和2年5月26日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実 法第178条第1項第14号に該当

被審人は、東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている東洋合成工業株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成31年1月16日午前11時16分頃から同月25日午後1時32分頃までの間、8取引日にわたり、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、自己、自己の親族であるD及び自己の親族であるE名義を用いて、高指値の買い注文を連続して発注して、他の投資者が発注した売り注文を買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたり、自身が発注した売り注文に高指値の買い注文を対当させて買い付けることにより直前の約定値より株価を引き上げたりするなどの方法により、同株式合計5万7100株を売り付け、もって、自己、D及びEの計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をしたものである。

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第6項第2号、第8項、第10項、第159条第2項 第1号、第176条第2項、金融商品取引法施行令第33条の13第1号、金融商 品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の17第2項第 1号

3 課徴金の計算の基礎

別表の違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

- (1) 法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、
 - ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の 計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価 証券の買付け等の価額を控除した額

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過

するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

の合計額として算定。

なお、法第174条の2第6項第2号及び金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令第1条の17第2項第1号の規定により、当該違反者の親族の計算における売付け等又は買付け等は、当該違反者の自己の計算においてしたものとみなす。

(2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。

以上につき、別紙2のとおり。

違反行為状況

東洋合成工業株式会社(JASDAQ:4970)

(単位:株)

(単位:株)				
取引年月日	証券会社	名義	売買株数	
			売付	買付
平成31年1月16日 午前11時16分18秒~	B証券株式会社	А	2,700	2,100
	C証券株式会社	E	600	600
平成31年1月17日	B証券株式会社	А	2,800	4,400
	C証券株式会社	E	1,000	700
	B証券株式会社	D	0	200
平成31年1月18日	B証券株式会社	А	1,800	5,700
	C証券株式会社	E	900	2,100
平成31年1月21日	B証券株式会社	А	12,500	7,200
	C証券株式会社	E	2,900	700
平成31年1月22日	B証券株式会社	А	2,600	4,200
	C証券株式会社	E	0	1,200
平成31年1月23日	B証券株式会社	А	2,900	2,900
	C証券株式会社	E	200	400
平成31年1月24日	B証券株式会社	А	5,500	7,500
	C証券株式会社	E	3,100	3,100
	B証券株式会社	D	0	100
平成31年1月25日 ~午後1時32分50秒	B証券株式会社	А	8,000	11,000
	C証券株式会社	E	2,600	3,000
総計			50,100	57,100

(別紙2)

別紙1の別表に掲げる事実につき

- (1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、50,100株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量57,100株に、
- 法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(894円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量17,900株を加えた75,000株であることから、
 - ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(50,100株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(850 円×3, 700 株+851 円×700 株+852 円×800 株+853 円×400 株

- +854 円×100 株+856 円×1,000 株+858 円×1,600 株+860 円×1,200 株
- +861 円×200 株+862 円×200 株+863 円×400 株+864 円×600 株
- +865 円×600 株+867 円×200 株+868 円×100 株+869 円×500 株
- +870 円×800 株+871 円×100 株+872 円×200 株+873 円×100 株
- +876 円×100 株 +880 円×2, 100 株 +881 円×1, 000 株 +882 円×3, 300 株
- +883 円×1,900 株+884 円×300 株+885 円×2,500 株+886 円×1,400 株
- +887 円×300 株 +888 円×1, 100 株 +889 円×400 株 +890 円×2, 200 株
- +891 円×1, 300 株 +892 円×1, 200 株 +893 円×1, 800 株 +894 円×1, 100 株
- +895 円×3, 500 株 +896 円×1, 200 株 +897 円×1, 000 株 +898 円×1, 400 株
- +899 円×200 株+901 円×500 株+903 円×1, 200 株+904 円×100 株
- +905 円×1, 300 株 +906 円×300 株 +907 円×100 株 +909 円×600 株
- +910 円×2,900 株+913 円×300 株)
- (851 円×100 株+854 円×100 株+855 円×600 株+856 円×100 株
 - +857 円×100 株+859 円×600 株+860 円×400 株+861 円×100 株
 - +863 円×500 株+864 円×200 株+865 円×200 株+867 円×200 株
 - +870 円×200 株 +872 円×100 株 +873 円×500 株 +875 円×700 株
 - +876 円×500 株+877 円×500 株+878 円×300 株+879 円×600 株
 - +880 円×1,000 株+881 円×600 株+882 円×800 株+885 円×200 株
 - +886 円×400 株+887 円×100 株+888 円×600 株+889 円×400 株
 - +890 円×1,300 株+891 円×1,100 株+892 円×1,600 株+893 円×1,700 株
 - +894 円×19, 400 株 +895 円×2, 000 株 +896 円×1, 100 株 +897 円×600 株
 - +898 円×1,900 株+899 円×1,100 株+900 円×1,100 株+901 円×800 株

- +902 円×1,000 株+903 円×400 株+904 円×400 株+905 円×200 株+906 円×1,200 株+907 円×100 株+908 円×400 株+909 円×400 株+910 円×1,200 株+913 円×400 株)
- = ▲425,700 円

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量 (75,000 株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量 (50,100株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格 (1,224円)に当該超える数量24,900株 (買付け等の数量75,000株一売付け等の数量50,100株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

(1,224 円×24,900 株)

- (853 円×100 株+856 円×700 株+858 円×1, 400 株+859 円×600 株 +860 円×2, 200 株+861 円×100 株+863 円×200 株+864 円×100 株 +865 円×600 株+866 円×600 株+867 円×500 株+868 円×500 株 +869 円×300 株+870 円×200 株+871 円×500 株+872 円×1, 800 株 +873 円×300 株+875 円×100 株+876 円×100 株+878 円×100 株 +879 円×300 株+886 円×100 株+887 円×100 株+888 円×700 株 +889 円×900 株+890 円×200 株+891 円×300 株+892 円×200 株 +893 円×1, 300 株+894 円×100 株+895 円×600 株+896 円×900 株 +897 円×1, 100 株+898 円×1, 000 株+899 円×1, 100 株+900 円×300 株 +901 円×100 株+902 円×300 株+903 円×400 株+904 円×200 株 +905 円×500 株+906 円×1, 500 株+908 円×300 株+909 円×600 株 +910 円×800 株)
- $= 8,485,000 \, \square$
- の合計額8,059,300円となる。
- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、8,050,000円となる。